

専門職大学院設置基準の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第五条（略）</p> <p>2 前項に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員のうち同項の資格を有する者（<u>大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）</u>第八条第三項及び第九条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）がこれを兼ねることができる。</p> <p>3（略）</p> <p>（授業の方法等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 大学院設置基準第十五条において準用する<u>大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）</u>第二十五条第二項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。</p> <p>附則</p> <p>1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p>2 平成三十年間までの間、<u>教職大学院における第五条第二項の適用</u>については、同項中「一個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課</p>	<p>第五条（略）</p> <p>2 前項に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員のうち同項の資格を有する者（<u>大学院設置基準第八条第三項及び第九条第二項の規定の適用を受けるものを除く。</u>）がこれを兼ねることができる。</p> <p>3（略）</p> <p>（授業の方法等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 大学院設置基準第十五条において準用する<u>大学設置基準第二十五条第二項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。</u></p> <p>附則</p> <p>1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p>2 <u>第五条第一項に規定する専任教員は、平成二十五年間までの間、第五条第二項の規定にかかわらず、第五条第一項に規定する教員の数の</u></p>

程に区分する博士課程における前期の課程を除く。」とあるのは「学部専任教員又は修士課程若しくは博士課程」と、「同項の資格を有する者（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第八条第三項及び第九条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）」とあるのは、「同項の資格を有する者」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第五条第二項の規定により同条第一項に規定する専任教員を兼ねることのできる者の数は、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員以外のものについては、同項に規定する教員の数 $\frac{1}{3}$ を超えないものとする。

三分の一を超えない範囲で、大学設置基準第十三条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第九条に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし、大学院設置基準第九条に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には、第五条第一項に規定する専任教員の数すべてを算入することができるものとする。

3 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第十五号）第七条による改正前の大学院設置基準第三十一条に定める大学院の課程のうち大学院設置基準の一部を改正する省令（平成十一年文部省令第四十二号）附則第五項の規定により大学設置基準第十三条に規定する専任教員の数に算入される教員をもってその教員の一部とするものが専門職学位課程となる場合にあつては、平成十六年度までの間に限り、第五条第二項の規定にかかわらず、大学設置基準第十三条に規定する専任教員の数に算入される教員をもって専門職大学院の教員の一部とすることができる。